

## MSI Marine News

トピックス



●海上保険の総合情報サイト **MARINEN@vi** もぜひ、ご覧ください。(https://www.ms-ins.com/marine\_navi/)

## 海運における新たな飲酒規制について

近年、自動車や航空機の運航に関して飲酒による事故やトラブルが社会問題となり、法令の改正や行政による管理の強化などの対策が講じられています。日本の海運分野においては、船員法や海上運送法および内航海運業法に基づき、飲酒に関する規制が実施されていますが、飲酒に関する不適切事案の発生状況等を踏まえ、国土交通省は新たな飲酒規制と対策を取りまとめ、アルコール検知器を用いた検査体制に関する通達を出すとともに、船員法施行規則を改正し2020年4月に施行しました。本稿ではその概要をご紹介します。

## 1. 従来の飲酒規制と対策

海運分野における日本の飲酒規制は諸外国の規制より厳しい基準で設定されており、それを遵守させるための対策も設けられています。しかし、飲酒に関する行政処分等の事例は2015年度から毎年発生しており、海運分野における実効性のある飲酒対策の検討が求められていました。

乗組員に関する規制  
(船員法)

## 【航海当直基準】

・航海当直をすべき職務を有する者が、酒気を帯びていないこと。(船長の遵守事項)

事業者に関する規制  
(海上運送法・内航海運業法)

## 【安全管理規程】

・正常な当直業務ができるようになるまでの間は当直禁止。  
・呼気のアルコール濃度0.15mg/L以上の間は当直禁止。

## &lt; 上記の基準・規程を遵守させるための対策 &gt;

酒気帯びによる航海当直について、以下の場合には戒告(行政指導)の対象とされています。

- ①呼気のアルコール濃度0.15mg/L以上で航海当直業務についての場合
- ②事故発生時に酒気帯びである場合

安全管理規程の違反は、安全確保命令(行政処分)の発出事由となり、以下の場合には原則として命令の対象となっています。

- ①呼気のアルコール濃度0.15mg/L以上で航海当直業務についてが確認され、悪質な場合
- ②事故発生時に酒気帯びである場合

## 船舶に関する諸外国の飲酒関連規制の概要

	アルコールによる業務制限基準		アルコール検査			飲酒禁止期間
	呼気濃度(mg/L)	血中濃度(%)	当直前	当直後	記録・保存義務	
日本	0.15	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし
国際条約(STCW条約)	0.25	0.05	規定なし	規定なし	規定なし	当直4時間前
EU	0.25	0.05	規定なし	規定なし	規定なし	当直4時間前
米国	—	0.04	規定なし	規定なし	規定なし	当直4時間前
英国	0.25	0.05	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし
シンガポール	0.25	0.05	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし

## 飲酒に関する主な行政処分等の事例

処分等の内容	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
外航海運業 (安全確保命令[行政処分])	0件	0件	0件	1件
内航海運業 (安全確保命令[行政処分])	1件	0件	0件	1件
船員法 (戒告[行政指導])	1件	2件	2件	2件

(出典:国土交通省 HP)

### 2. 従来の飲酒規制の課題

#### (1) 平水区域を航行区域とする船舶は飲酒規制の適用対象外

船員法施行規則に基づく航海当直基準の適用のある船舶については、アルコール濃度に関わらず酒気帯び状態での乗組員による航海当直は禁止されていますが、航海当直基準は、船舶安全法上の航行区域(\*)が平水区域である船舶には適用されません。更に、平水区域を航行区域とする貨物船の一部(100総トン未満かつ30m未満)については、安全管理規程の作成義務もなく、乗組員の飲酒に関する規制がない状態となっていました。

(\*) 船舶安全法においては、船舶の安全航行のために、船の大小、構造及び設備に応じて、航行する区域を限定しています。航行区域とはその区域のことで、平水区域、沿海区域、近海区域、遠洋区域の4つがあります。

#### (2) アルコール濃度に関する数値基準の確認方法の規定なし

陸運分野や航空分野では、運転者や操縦者のアルコール濃度が基準値を下回ることをアルコール検知器を使用して確認する等の管理体制が導入されていますが、海運分野では確認方法について特段の定めがなく、乗組員や事業者の判断に委ねられていました。

### 3. 新たな飲酒規制

#### (1) 平水区域を航行区域とする船舶も飲酒規制の適用対象化

2020年4月1日に施行された船員法施行規則では、「船員法の適用される船舶(専ら平水区域等において従業する漁船を除く)の船長が、酒気を帯びている者を当直に当たらせてはならない」とする趣旨の改正を行い、平水区域を航行区域とする船舶も含めて酒気帯びでの当直を禁止することを船長の義務として明確化しました。

#### (2) アルコール検知器を用いたアルコール検査体制の導入

国土交通省は船舶運航事業者に対して、アルコール検知器を用いた検査体制に関する規定を安全管理規程に明記するように求める通達を出しました。更に、当該検査体制の実効性の確保のため、以下を規定した検査要領の作成も求めました。

- ① アルコール検査時の第三者(当事者以外の者)の立ち合い
- ② アルコール検査結果の記録と保存
- ③ アルコール検知器の精度・保守管理
- ④ 業務前の飲酒禁止期間の設定
- ⑤ 飲酒教育の実施

今般、導入された新たな飲酒規制は、今後、海運分野における飲酒に関する不適切事案の発生状況等により、必要に応じて見直しを検討される見込みです。海運分野においても飲酒による事故やトラブルの根絶が期待されます。

<参考文献一覧>

国土交通省HP <http://www.mlit.go.jp/index.html>